

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	54 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年3月まで

昭和42年に販売業を行うため、現在の居住市に転居し、44年、同市に住宅を購入し、同年に結婚して、現在まで同所に居住している。国民年金保険料は納付書が届いた時、結婚前は私が、結婚後は妻が夫婦二人分と一緒に、市役所や銀行などで納付していた。特に納得がいかないのは、妻が昭和47年度から保険料が納付済みと記録されているのに、私は48年度からの納付とされており、妻のほうが私より1年先から納付済みとされていることである。我が家では、どんなことにおいても、夫が先で、妻は後からということにしていた。申立期間当時、保険料を納付するのに十分な資力があつたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、結婚後の国民年金保険料は申立人の妻が夫婦二人分と一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、居住していた市の国民年金マスターカードで納付日が確認できる昭和48年度、49年度及び50年度の申立人夫婦の保険料の納付日は同一日である。

また、昭和47年度については、申立人の妻の保険料は過年度納付されているため、その妻と同様に、申立人に対しても47年度の過年度納付書が送付されている可能性が考えられることから、その妻が申立人の47年度の保険料を納付していたとする主張に不自然さはみられない。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和44年2月20日で

あるが、同年2月以前の国民年金保険料の納付方法、納付金額等について申立人の記憶は明確ではなく、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、昭和44年6月の結婚後は申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その妻についても、同年6月から47年3月までの保険料は未納である上、その妻の国民年金手帳記号番号は48年7月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、結婚後の期間の過半は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年3月まで

昭和43年3月に仕事中の事故で長期入院した。国民年金の加入手続及び申請免除手続を誰が行ってくれたかは憶えていない。リハビリが終わった49年ごろから兄が経営する建築関係の会社で事務の仕事をした。区役所に行った時に「今なら20歳の時までさかのぼって保険料を払うことができる。払えるのなら払った方がよい。」と言われた。入院中から労災の休業補償給付をもらっていたのでその中から保険料を納付した。

20歳からの保険料をすべて納付したので未納期間があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろに区役所で20歳までさかのぼって保険料を納付できると言われたので一括で納付したと主張しているところ、この当時は、第2回の特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人は43年3月から強制加入となっているため、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であり、申立内容も具体的であることから基本的に信用できる。

また、申立人が納付したと主張する保険料額は申立期間を特例納付した場合の保険料額と申請免除期間の追納保険料額の合計におおむね一致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 49 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 49 年 6 月まで

私は、昭和 44 年 9 月に夫が会社を退職した時に、夫婦一緒に国民年金の加入手続を区役所で行った。それから、私が夫の分と一緒に国民年金保険料を区役所で納付し始め、住所を変えても納付を続けてきた。

しかし、私の年金記録を調べてもらったところ、昭和 45 年 7 月から 49 年 6 月までの期間、未納であると言われた。私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、夫が納付済みとなっているのに、私の分のみ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 9 月に申立人の夫が会社を退職後、夫婦一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、その夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 10 月に夫婦連番で払い出されており、同年 9 月から同年 12 月分の保険料から納付されていることが国民年金手帳の領収印から確認できる上、その夫の申立期間における保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間はすべて納付済みであるほか、平成 10 年 12 月から申立人の夫と一緒に申請免除を受けるなど、申立人の国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から37年3月まで  
② 昭和46年7月

私の国民年金の加入手続は、義父が昭和36年8月に区役所で加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料をすべて義父が納付したはずであり、義父は几帳面であったので申立期間①の保険料が未納とは考えられない。

申立期間②については、昭和46年4月に転居した際に私が区役所で住民票、国民健康保険、国民年金の手続をした。申立期間②の国民年金保険料は、私が区役所か郵便局で納付しているはずであり、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、転居後区役所で国民年金の住所変更手続をして納付書で納付したと主張しているところ、申立人が居住していた区では昭和46年度から納付書による国民年金保険料の納付が始まっており、転居後の昭和46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料は納付されていることから、申立人が転居後に国民年金の住所変更手続を行ったことが推認される。

また、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している時期もあるなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の昭和47年3月の国民年金保険料が納付されており、その時点で、仮に現年度である申立期間②の保険料が未納であった場合、区又は社会保険事務所において申立期間②の保険料を納付することを勧めら

れる可能性が高いことから、その場合に国民年金保険料の納付意識が高かった申立人が申立期間②の保険料を納付したとしても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたと主張しているが、その義父、申立人の兄及び申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37 年 8 月に払い出されており、義父及び兄の保険料も申立人と同じく同年 4 月から納付されており、義父及び兄も申立期間①は未納とされている。

また、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の義父は既に亡くなっており、その当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の義父が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの期間及び48年4月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から45年3月まで  
② 昭和48年4月から49年6月まで

申立期間は、自治会の方が国民年金保険料を集金に来ていたので、ずっと夫婦二人分の保険料を納付していた。保険料の納付を忘れてしまうとは考えられない。当時の集金袋、集金カードを所持しており、夫婦で納付した印がついているのに保険料の納付が認められないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人の夫の保険料と一緒に集金袋に入れ自治会の担当者に納付していたと主張しているところ、申立人が所持する申立期間当時の集金袋には申立期間に係る保険料が納付されていた形跡が見受けられ、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の昭和39年6月に払い出された国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者台帳が、43年11月に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所に移管されているにもかかわらず、48年2月に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、その国民年金被保険者台帳は平成2年1月まで記録が統合されず別々に管理されていること、さらに、48年2月に発行された申立人が所持する国民年金手帳には、39年6月に払い出された国民年金手帳記号番号の記録から1冊にまとめられたと推測されるメモが残っていることから、当時二つの国民年金手帳記号番号が同一人とわかっていながら別々に管理していたことが推認されるなど、行政側の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から3年3月まで  
② 平成4年3月  
③ 平成5年2月  
④ 平成9年5月から12年3月まで

私は、家族で理容店を営んでいるが、申立期間①、②及び③について、父親が平成5年4月ごろ市役所で私の国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料も父親と一緒に納付していた。加入手続の際、保険料を2年さかのぼって納付できると説明を受けたので、過年度納付の手続を行い、保険料を納付していた。申立期間④については、国民年金保険料の納付書は父親に渡して納付してもらっていた。申立期間①、②、③及び④について、両親は保険料が納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、1か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及び生活状況に大きな変化は認められず、保険料と一緒に納付していたとする両親は納付済みとなっていることから、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、現在の住所地には平成5年4月に転居し、父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金被保険者名簿にも住民となった日付が同年4月と記載さ

れていることから、このころ申立人の国民年金の加入手続が行われたことが推認され、この時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、納付記録によると申立期間である平成4年3月の国民年金保険料を過年度納付しているものの、納付日が6年5月のため時効により保険料が還付されていることが確認できる。

さらに、申立期間④については、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻も申立期間と同じ期間は申請免除期間と未納期間であり、ほかに申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月から同年3月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められ、また、平成3年11月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から53年3月まで  
② 昭和54年8月から57年3月まで  
③ 昭和59年2月から同年3月まで  
④ 昭和63年4月から平成2年5月まで  
⑤ 平成3年11月から4年7月まで

私が、昭和49年5月に、夫の分と一緒に区役所で国民年金の加入手続きを行い、私が二人分の保険料を郵便局又は銀行で納付していた。転居した時にも私が加入手続きをし、私が、二人分の保険料を納付してきたのに、未納があることは納得できない。

また、夫と一緒に保険料の申請免除としていた期間について、私のだけが申請免除でなく未納とされていることはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、一緒に手続きをした申立人の夫は申請免除とされており、特殊台帳及び市の被保険者名簿においても申請免除と記載されていることが確認できることから、申立人の2か月のみが未納期間とされていることは不自然である。

また、申立期間⑤については、9か月と短期間であり、一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は平成2年6月以降すべて納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料のみ未納であることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を銀行又は郵便局で納付したと主張しているが、申立人の夫も国民年金保険料は未納であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 9 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間②及び④については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納となっており、市の被保険者名簿にも未納と記載されていることから、納付記録は一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 59 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められ、また、平成 3 年 11 月から 4 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1744

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から同年8月まで  
② 昭和50年11月から51年8月まで  
③ 昭和52年1月から53年9月まで  
④ 昭和54年8月から57年3月まで  
⑤ 昭和63年4月から平成2年5月まで

私の妻が、昭和49年5月に、私の分と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、私の妻が二人分の保険料を郵便局又は銀行で納付していた。転居した時にも私の妻が加入手続をし、妻が二人分の保険料を納付してきたのに、未納があることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和53年4月から同年9月までの期間については、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みとされており、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①、②及び③のうち昭和52年1月から53年3月までの期間については、申立人は、国民年金保険料を銀行又は郵便局で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年9月に夫婦連番で払い出されており、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の妻の保険料も未納であることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立期間④及び⑤については、一緒に納付したとする申立人の妻も未納とされており、市の被保険者名簿にも未納と記載されていることか

ら、納付記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 50 年 5 月から同年 9 月までの期間、51 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 52 年 1 月から 53 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月から同年 9 月まで  
② 昭和 51 年 1 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 52 年 1 月から 53 年 5 月まで

私は、写植関係の会社を退職後、昭和 50 年 5 月から同事業を自分で始め、その際、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行った。

国民年金保険料を何か月ごとに納付していたかは覚えていないが、事業所所在地付近の金融機関から毎回納付書で納付しており、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月間について、当初、国民年金保険料が未納とされていた記録を領収書により訂正されたと主張しているところ、社会保険庁の記録でも未納とされていた期間が納付済期間に訂正されていることが確認でき、かつ、申立人の所持している領収書から、46 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できるが、申立人は、46 年 10 月及び同年 11 月の 2 か月の保険料を第 2 回特例納付により納付した領収書も所持しており、その後、社会保険庁の記録は訂正されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの保険料について納付書が送付されたため納付したと主張しているところ、当該年度のすべての期間について保険料が未納の場合、納付書は年間分一括で未納期間分全部につ

いて作成されていた運用であったことが確認できることから、年度途中の申立期間③の3か月分の納付書だけが作成されていたとするのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間以外に保険料の未納期間がなく、付加保険料を納付している期間があるなど、保険料の納付意欲が高いことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで

昭和36年、制度が発足したばかりの国民年金に自分で手続をして加入した。3回ほど国民年金保険料を市役所で納付した記憶があるが、それを市役所へ確認すると、記録は存在しないと言われた。今まで諦めていたが、納付したはずの記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初に自分で任意加入し、その後の国民年金保険料を納付したはずだと主張しているところ、申立期間は3か月と短期間であり、任意加入を行いながら、加入直後の保険料納付を行わないのは不自然である。

また、居住地を管轄していた市からは、申立期間当時、市役所又は支所で国民年金の印紙を使った納付と、毎月又は3か月ごとの納付が共に可能であった旨の回答を得ており、申立人の主張に不自然な点は無い。

さらに、申立期間の当初に加入手続をしたとする申立人の主張を裏付けるように、昭和36年2月に任意加入した記録があり、現在とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、国民年金保険料の納付は、申立期間当時可能であり、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月から53年7月まで  
② 昭和55年4月から同年6月まで  
③ 昭和57年9月から62年7月まで

国民年金の加入は何度か繰り返しているため記憶が混在して、行った手続をそれぞれについて具体的な状況は語れないが、勤め先を退職する度に町役場で、自分や父親が行ったと思う。申立期間の保険料についても同様に、いつ、いくら、どこで、どのような方法で納付していたのか具体的には憶えていないが、父親や自分が納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿から昭和55年6月に払い出されていることが確認でき、国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、同期間は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った直後の期間であり、申立期間②のみ保険料を納付していないのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号が昭和55年6月4日に町に払い出され、同年5月から同年6月の間に国民年金手帳が交付されていることから、その時点で申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立期間③については、申立人が「結婚後は妻の保険料も一緒に

納付していた。」と主張しているが、同期間について申立人の元妻の国民年金記録は未納となっているため、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから当時の納付状況は不明である。

加えて、申立人や申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで

私は、昭和47年7月ごろ、親の勧めで国民年金の加入手続を市役所で行った。国民年金手帳は、後日郵送で受け取りその手帳は現在も所持している。申立期間の国民年金保険料は、送付された納付書により銀行で納付した。その際の領収書は社会保険事務所に送付したので現在持っていないが、二度目に送ってきた納付書の控えは持っている。

また、申立期間のうち、昭和47年7月分の国民年金保険料は厚生年金保険料と重複して納付しているので還付してもらいたい、残りの申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の納付書を所持しており、これは申立期間の国民年金保険料の納付した後、二度目に送付されてきた納付書であると主張しているところ、申立人が所持する納付書は社会保険事務所が発行した申立期間に係る国民年金保険料の納付書であることが確認できる上、その納付書には、当時、申立人が社会保険事務所職員との納付状況に係る確認のやりとりがメモとして記載されており、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間後、申立人の国民年金保険料はすべて納付されており、60歳以降も任意加入をするなど、保険料の納付意欲が高いことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年7月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、昭和46年5月から48年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年3月まで  
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は昭和35年10月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、昭和36年4月から区役所で3か月ごとに国民年金保険料を納付してきた。

しかし、社会保険事務所では、私は昭和36年4月以降海外に在住していたとして、申立期間①の国民年金保険料を53年2月に還付したとしているが、私はその時は日本にいなかったため還付金は受領していないし、そもそも、私は46年5月に渡米する前は日本国内に居住していたので、還付すること自体誤りではないか。

申立期間②については、昭和46年5月に渡米することとなったため、同年4月から3年分の保険料を前納しようとしたところ、2年分の保険料しか納付できないと言われ、同年4月から48年3月までの2年分の保険料を46年4月に前納したはずであり、未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所では、申立人は国民年金の適用除外であったとしているが、

(1) 当時、旅券は1回の渡航でしか使用できない一次旅券であり、申立人の旅券の記録では、申立人は、昭和38年8月、41年6月、43年6月及

び45年6月に出国し、それぞれ約2か月滞在した後、日本に帰国しており、また、46年5月に出国し52年12月に日本に帰国していることが確認でき、36年4月から46年5月までの約10年の期間のうち、ほとんどの期間は日本に居住していたと推認されること。

(2) 申立人の昭和44年5月に交付された運転免許証には、日本の住所地が記載されていること。

(3) 申立人が52年12月に日本に所有していた不動産を売却する際、住所を46年5月20日にさかのぼって米国の住所に変更しているのが不動産登記簿謄本で確認できること。

などから、申立人が、昭和46年5月20日に渡米する以前は日本国内に居住していたとする申立内容は基本的に信用でき、申立人は、申立期間①のうち、36年4月から46年5月20日までは日本に居住していたと推認されることから、申立人は、36年4月から、渡米して被保険者資格を喪失した日の属する月の前月の同年4月までは国民年金被保険者であり、この間の保険料については、誤って還付手続きが行われたものと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、日本に所有していた不動産を売却するため昭和52年12月に日本に一時帰国し、売却後の53年1月には米国に戻ったので、社会保険事務所が申立期間①の国民年金保険料を還付したとする同年2月には日本におらず、還付は受けていないとしているところ、申立人の旅券では、申立人の主張どおりの出入国の記録となっている上、不動産登記簿謄本では、52年12月に申立人所有の不動産の所有権移転登記がなされていることが確認でき、申立内容と一致する。

また、昭和53年2月に申立人の親族が申立人に代わって還付金を受け取った事情もうかがえないため、当時、申立人に申立期間①の保険料を還付したとは考えにくい。

3 申立期間②については、申立人は、昭和46年5月に渡米することとなったため、同年4月から3年分の国民年金保険料を前納しようとしたところ、2年分の保険料しか前納できないと言われ、同年4月から48年3月までの2年分の保険料を前納したとしているところ、41年の社会保険庁の通知によると、今後の前納は、前納が可能となる期間のうち1年間の前納が最も運用上望ましいとされているものの、45年の社会保険庁の告示によると、46年4月に前納する場合、最長で4年間の前納が可能であったことが確認でき、申立人には、数年間渡米する予定であることから複数年の保険料を前納したいとする相当の理由があることから、申立人が申立期間②を含む46年4月から48年3月までの2年分の保険料を前納していたとしても不自然ではない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳で就職し、退職後は国民年金への変更手続を行った。夫は国民年金保険料を納付していなかったため、私自身は未納にならないように、支払うべきものは国民年金保険料にかかわらず、どのようなことがあっても優先して納付してきた。しかし、社会保険庁の納付記録の不備により、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間については、国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみを納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立人は、「申立期間当時、夫から生活費以外に毎月 10 万円を受け取っていた。」と証言していることから、申立期間の国民年金保険料を納付する資力は有していたものと考えられ、申立人の母親も、申立人が申立期間の保険料を納付していた旨の証言をしている。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っているなど、年金制度に対する関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1751

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 12 月まで  
年金裁定を請求したところ、未納期間があると言われ、申立期間が未納であることを知った。夫が市役所か社会保険事務所かはっきり覚えていないが、後からまとめて納付しても問題ないと言われたことがあり、申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所で一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親から国民年金への加入を勧められ、昭和 51 年 11 月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、保険料を未納のないよう納付してきたとしているところ、同年 11 月に夫婦一緒に任意加入<sup>びょう</sup>をして保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張は信憑性が高いと認められる。

また、申立期間の前後の期間について、特殊台帳の納付記録をみると、昭和 56 年度及び 57 年度の摘要欄に過年度納付書が発行されていた形跡がみられ、事実、56 年度中の昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は納付済みとされており、市の国民年金収納簿によっても 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は納付済みであることから、その間の申立期間の保険料についても納付されていたものとするのが自然である。

さらに、申立期間は、12 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から39年3月まで  
② 昭和39年10月から40年3月まで  
③ 平成5年3月

申立期間①及び②については、私の夫が銀行又は市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。保険料を納付した時期については、はっきり憶えていない。また、申立期間③については、私が、銀行又は市役所で保険料を納付した。私は、国民年金に加入して以来、保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間①から③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、銀行又は市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間③の前後の保険料は納付済みとされており、申立期間③の前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められないことから、途中の申立期間③の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間③は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間①から③を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その夫も申立期間①及び②の保険料が未納とされている。

また、申立期間①及び②について、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫も、保険料の納付時期及び納付方法等の記憶が曖昧なため、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時、夫の給与が安定し経済的に余裕ができたため、将来のことを考えて、昭和 54 年 6 月に国民年金に任意加入した。

その後も経済的に余裕があったため、昭和 55 年 4 月以降、国民年金保険料を納付しなかったことなど考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 55 年 6 月に国民年金の資格喪失とされているところ、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、収入も安定していたと認められることから、申立人が申立期間中に、任意加入の資格を喪失させる特段の理由が見当たらず、かつ、申立期間のうち同年 4 月及び同年 5 月は現に任意加入中の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付していないとされているのは、不自然である。

また、申立人が最初に交付を受けた国民年金手帳に記載されている任意加入被保険者でなくなった日は、社会保険庁のオンライン記録の日と相違しており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市では、申立人が主張するとおり、郵便局で納付書を使った国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人の夫は、申立人が国民年金に加入する際に、「将来、少しでも家計を助けることになるから、国民年金に加入しておくことは必要である。」という話を申立人とした記憶があると証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年7月までの期間及び61年8月から62年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年3月から42年3月まで  
② 昭和44年1月から同年7月まで  
③ 昭和61年8月から62年10月まで

私は、昭和41年3月に勤務先を退職して兄の仕事を手伝っていたころ、市から督促状を何度も受け取ったので、最寄りの市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、44年8月に別の会社に勤めるまでずっとその出張所で国民年金保険料を納付してきた。また、昭和61年8月に自分で事業を興した時は、妻が私の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付してきた。しかし、申立期間①及び②の保険料並びに妻の保険料が納付済みとなっている申立期間③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間が7か月と短期間であるとともに、当時申立人の住所及び仕事に大きな変化は無い上、申立人は保険料を納付する資力を有していたものと推認されることから、申立人が国民年金に加入して以来継続して納付してきた保険料を、申立期間②のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間③については、申立期間が15か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間の国民年金被保険者資格の種別変更手続を適切に行い、保険料が納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 8 月に払い出されており、その時点では申立人は国民年金の未加入期間であったが、昭和 62 年 11 月 5 日に国民年金保険料の未納期間として登録されたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入期間のため、保険料を納付することはできなかった。

また、申立人は、市役所出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するが、市役所で過年度の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 7 月までの期間及び 61 年 8 月から 62 年 10 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から48年3月まで  
② 昭和48年7月から同年12月まで

昭和49年8月に、結婚を前に、私が国民年金に未加入であることに妻が気づき、加入手続きを行い、さかのぼって国民年金保険料を納付してくれたと記憶している。金額等の記憶は定かではないが、20歳からの保険料全額を妻が用意し、一括で納付したと思う。妻は、納付金額を総額で3万円くらいだと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その後、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、昭和49年8月に国民年金の加入手続きをし、申立期間②前後の期間は、過年度納付していることが記録上確認できる上、申立期間②は6か月と短期間であり、前後を通じ住所の変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間②が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②直後の昭和49年1月から同年3月までは、当初未納とされていたが、申立人が所持していた領収証により納付済みに記録訂正されていることが確認できることから、行政側で不適切な事務処理が行われた可能性がうかがわれる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の妻が加入手続き時に、区



役所の担当者から、資格取得日までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、その後さかのぼって納付したと主張しているところ、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況は不明である。

また、保険料を納付したとする申立人の妻が主張する納付した保険料額と、申立期間①に係る特例納付及び過年度納付した場合の保険料額とは、大きく乖離<sup>かいり</sup>している。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1756

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月及び同年5月

私は、夫が会社に再就職したのを契機に市役所の勧めで国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、毎月、市役所の窓口で未納が無いように納めていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金に任意加入中の期間であり、1回、かつ、2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みとなっている上、60歳以降も国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、毎月、市役所の窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、同市役所の窓口では、毎月、保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1757

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入して継続して国民年金保険料を納付してきた。昭和 42 年 10 月に転居後も、私が 3 か月に一度市役所へ行き、国民年金担当窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は、2 回、かつ、合計 6 か月と短期間である。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納であったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度創設当初から国民年金に加入して継続して国民年金保険料を納付してきた。昭和42年10月に転居後も、私の夫が3か月に一度市役所に行き、国民年金担当窓口で私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が未納とされている期間は1回、かつ、3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及び申立人の夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 53 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 11 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から同年 7 月まで  
③ 昭和 53 年 2 月から同年 3 月まで

私の父親は、昭和 40 年 4 月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していた。また、私は、既に父親が私の国民年金の加入手続を行っていたことに気付かず、52 年 2 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、住所変更手続も遅滞なく行い、銀行又は市役所で 2 か月又は 3 か月ごとに保険料を納付していた。私は、申立期間①から③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、その間に 2 回転居しているものの、いずれも適切に国民年金にかかる住所変更手続を行っていることがうかがえ、かつ、申立期間②及び③の前後の保険料は納付済みとされており、同期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、経済状況に特段の変化は認められないことから、申立期間②及び③の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は 4 か月、申立期間③は 2 か月とともに短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料を完納するとともに、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の父親が、昭和 40 年 4 月

ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年2月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年7月までの期間及び53年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和40年4月に妹と一緒に市役所に転入届を提出した際に、国民年金制度について説明を受けたことを契機に妹と一緒に国民年金に加入した。その時に、「2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができる。」と勧められたので、妹と二人分の保険料について、2年間さかのぼって納付した。

その後は、自宅に集金人が来るようになったので、集金人に国民年金保険料を納付していた。集金人に保険料を納付できなかった時には、後日、納付書が送られてきたので、納め忘れがないように自宅近くの郵便局で納付していた。

申立期間①については、加入手続の際に2年間分の国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、納め忘れがないように集金人又は納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和40年4月に申立人の妹と一緒に市役所に行った際に、国民年金制度について説明を受けたことを契機に国民年金に加入し、妹と二人分の国民年金保険料について、2年分さかのぼって納付したと主張しているところ、当時、市では広報誌に国民年金の加入案内を掲載するなど、国民年金への加入奨励及び保険料の納付督励を行っていたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳は40年4月に発行されているとと

もに、その時点では、申立期間①の保険料はさかのぼって納付することが可能であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したと主張している申立人の妹については、申立期間①の保険料は納付済みであるとともに、その妹は、「姉と一緒に市役所に行った際に、姉が私の分も合わせて国民年金の加入手続を行い、その際に2年間さかのぼって保険料を納付した。」旨証言している。

さらに、申立期間②について、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、昭和40年4月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、特例納付で保険料を納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 2 月に国民年金の任意加入手続を行い、加入時から付加保険料と定額保険料を納付している。申立期間も付加保険料を含め保険料を納付していたのに、申立期間の付加保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、国民年金加入期間において、申立期間を除き、付加保険料を含む保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間は 10 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料が付加保険料を含み納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、特殊台帳は存在しない上、区の年度別納付状況リストにおいても、申立期間が過年度納付された形跡はうかがえないことから、申立期間については付加保険料を併せて納付していたものとするのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月30日から同年12月1日まで  
昭和41年6月にA社に入社し、その後、C、D、Eなどに転勤はしているが、一度も退職していない。  
申立期間は事務上のミスと思われるが、申立期間も継続して会社に在籍していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA社に継続して勤務し（昭和42年12月1日に同社B営業所から同社本社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前の標準報酬月額が6万円であることから、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和42年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合、又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和42年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から43年9月までは2万6,000円、43年10月から44年9月までは3万3,000円、44年10月から45年9月までは3万9,000円、45年10月から46年9月までは4万5,000円、46年10月から47年9月までは5万2,000円、47年10月から同年12月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月8日から48年1月4日まで

社会保険庁に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A病院での資格取得日が昭和48年1月4日である旨の回答をもらった。同病院には42年5月8日に常勤の准看護婦として就職しており、退職所得の源泉徴収票にも同日付の就職年月日が記載されている。

また、同病院に就職した当初から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しており、健康保険証も就職したときから交付され、本人として病気診察時に受診しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

退職所得の源泉徴収票及び申立人と同一日に就職した2名の同僚の証言から判断すると、申立人が昭和42年5月8日からA病院に勤務していたことが認められる。

また、上記2名の同僚及び申立期間に当該事業所に就職し、常勤の看護婦として同様の業務に従事していた複数の同僚には、当該事業所で、就職時から厚

生年金保険の加入記録が存在する上、申立期間当時の人事担当者の「常勤の職員は就職した時から社会保険に加入する取扱いをしていた」という証言を踏まえ、申立人についても同病院に就職した昭和 42 年 5 月 8 日から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A病院において申立人と同日に就職した同僚等の記録から、昭和 42 年 5 月から 43 年 9 月までは 2 万 6,000 円、43 年 10 月から 44 年 9 月までは 3 万 3,000 円、44 年 10 月から 45 年 9 月までは 3 万 9,000 円、45 年 10 月から 46 年 9 月までは 4 万 5,000 円、46 年 10 月から 47 年 9 月までは 5 万 2,000 円、47 年 10 月から同年 12 月までは 7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A病院は不明としているが、資格の取得及び 6 回にわたり申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和 48 年 1 月 4 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 42 年 5 月から 47 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 9 月 28 日から 57 年 7 月 29 日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日を 56 年 9 月 28 日に、資格喪失日を 57 年 7 月 29 日に訂正し、56 年 9 月から 57 年 6 月までの標準報酬月額を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 2 日から同年 6 月 20 日まで  
② 昭和 56 年 9 月 28 日から 57 年 7 月 29 日まで  
③ 昭和 58 年 5 月 23 日から同年 9 月 23 日まで  
④ 昭和 60 年 12 月から 61 年 2 月まで  
⑤ 昭和 61 年 5 月から同年 10 月まで

社会保険庁の記録によると、船員保険被保険者記録が欠落しているが、この期間、一等航海士、船長として乗船していたので被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の保有している船員手帳並びに当時の A 社常務取締役の証言から、申立期間において同社の運用する船舶に乗船していたことが認められる。

また、常務取締役によると、「年金受給者を除いて、期間雇用者や同業他社から派遣を受けた者も含め、船員はすべて船員保険に加入させていた」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 56 年 9 月から 57 年 6 月までの標準報酬月額については、事業主の証言、ほぼ同時期の船長職に係る社会保険庁の記録及び申立人の申立内容から、44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 9 月から 57 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人が保有する船員手帳から船舶に乗船し勤務していたことが推認できるが、申立人は勤務していた会社名を記憶しておらず、乗船したとする船名が船名録に登録が無く船舶所有者を特定することができないことから、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧である。

3 申立期間③について、申立人がB社に勤務していたことは、申立人が保有する船員手帳から船舶に乗船し勤務していたことが推認できるが、同社の船員保険適用日が、申立人が乗船中の昭和 58 年 7 月 1 日であり、申立人と一緒に乗船していた期間の同僚の記録も無い。

また、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧であり、事業所も全喪により関係資料が無い場合、申立期間に係る船員保険料が事業主から控除されていた事実を確認できない。

さらに、社会保険庁が保管している船舶所有者被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間において申立人が当該事業所に係る船員保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

4 申立期間④について、申立人がC社に勤務していたことは、当時の事業主の証言及び提供された業務日誌メモから申立人が船舶に乗船し勤務していたことが確認できるが、申立期間④は事業主から提供された乗船保証契約に規定された試用期間に該当している上、当該事業所より、「試用期間中は船員保険には加入させない取扱いであった」との回答があった。

また、社会保険庁が保管している船舶所有者被保険者名簿に申立人の氏名

の記載は無く、申立期間において申立人が当該事業所に係る船員保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

- 5 申立期間⑤について、申立人がD社に勤務していたことは、当時の事業主の証言及び申立人が所有するパスポートから申立人が船舶に乗船し勤務していたことが推認できるが、申立人が保有する船員手帳に乗船記録が無い。

また、社会保険庁が保管している船舶所有者被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間において申立人が当該事業所に係る船員保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

- 6 このほか、申立期間①、③、④及び⑤について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、③、④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年8月1日）及び資格取得日（昭和49年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和46年8月から同年9月までは4万2,000円とし、同年10月から47年9月までは5万6,000円とし、同年10月から48年9月までは7万2,000円とし、同年10月から49年6月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から49年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間もA社に継続して勤務していたので、当該期間を被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和46年5月17日に厚生年金保険の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失後、49年7月1日に同社において再度資格を取得しており、46年8月から49年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の事業主及び申立期間当時A社に勤務していた者達が、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していた旨を証言している上、当該事業主は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険の保険料を控除したことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申



立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和 46 年 8 月から同年 9 月までは 4 万 2,000 円とし、同年 10 月から 47 年 9 月までは 5 万 6,000 円とし、同年 10 月から 48 年 9 月までは 7 万 2,000 円とし、同年 10 月から 49 年 6 月までは 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 8 月から 49 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日の記録を19年10月1日、資格喪失日を20年5月1日に訂正し、19年10月から20年4月までの標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から20年5月1日まで

私は、昭和18年10月1日から20年4月30日までA社に経理事務員として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。しかし、A社が加入手続をしていなかったとは信じられないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した大学の名簿には、勤務先としてA社が記載されており、申立人が、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人によると、同じ大学を卒業し、A社に同期入社したとする2名は、大学の名簿に申立人と同じ卒業年度の箇所にも名前がある上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、A社で、昭和19年6月1日に資格取得していることが確認できる。

しかし、昭和19年10月1日以前の期間については、保険料徴収の施行準備期間及び非対象期間であるため、厚生年金保険被保険者期間として算入されるのは同年10月1日以降である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年4月30日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の記録から判断すると、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を同年9月30日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①及び②については明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から35年3月1日まで  
② 昭和35年9月30日から同年10月7日まで

私は、A社において、昭和28年6月1日から40年1月4日まで勤務していた。また、A社が新たに研究所（B社）を立ち上げた際、昭和32年から35年秋まで一時的にB社に出向していた。しかし、A社で途切れることなく勤務していたと認識しており、給料もA社から支払われていたはずである。被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、同社の事業主も死亡しているため、証言を得ることはできないが、B社の事業主は、B社はA社の関連会社であったことを証言している。

また、B社の事業主及び同僚は、申立人がA社からB社に出向して、同社に勤務していたことを証言している。

さらに、B社の事業主は、B社の厚生年金保険の新規適用日である昭和35年3月1日前における申立人の厚生年金保険の加入について、出向元であるA社において、同年3月1日まで継続して加入させる取り決めがA社とB社の間で行われていたことを証言している。

これらのことから判断すると、申立人はA社と関連会社であったB社に継続して勤務し（昭和35年3月1日にA社からB社に異動、同年9月30日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和34年8月の記録から1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、35年10月の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散しており、同社の事業主も既に死亡しているため、不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

J組合の事業主は、申立期間のうち申立人が主張する昭和29年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格野取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年12月1日から31年4月1日まで  
② 昭和31年4月1日から33年8月30日まで

私は、昭和29年12月1日から31年4月1日までA区のB診療所に、31年4月1日から33年8月30日までC県D町のE診療所に医師である夫とともに看護師として勤務していたが、F社会保険事務所に照会したところ加入記録がないといわれた。当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、J組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同姓同名で生年月日が相違している者が昭和29年12月1日で資格を取得し、31年4月1日に資格喪失していることが確認でき、当時の同僚である医師の供述及び申立人の供述から、この記録は申立人のものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和29年12月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び31年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録により、昭和29年12月から31年3月までについて7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人は厚生年金保険料控除に係る記憶が無

い上、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人が勤務していたと主張するE診療所は、H社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、死亡した夫以外の同僚の名前も記憶していないことから、申立期間において厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

加えて、E診療所についてD町役場、C県衛生部、C県保健所、C県医師会に確認したところ、E診療所に係る資料は存在していないということであった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年7月から同年9月までは3万円、同年10月から41年7月までは2万4,000円、同年8月から42年7月までは3万円、同年8月から43年5月までは3万9,000円、同年6月から44年9月までは4万5,000円、同年10月から45年9月までは4万8,000円、同年10月から46年6月までは6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月31日から46年7月5日まで

年金記録を調べたところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。A社に勤務し、この間厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社と協力関係にあったとするB社が提出した異動証明書及び雇用保険の記録により、申立人が、B社及びA社に継続して勤務(昭和40年7月31日にB社からA社に異動)していたことが認められる。

さらに、申立人と同様に、B社からA社に異動した26名の同僚の記録を調べたところ、全員がB社における資格喪失日にA社において資格取得をしており、異動に伴う厚生年金保険の被保険者期間に空白は認められなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に同様な業務に従事していた同年代の者の標準報酬月額から、昭和40年7月から同年9月まで



は3万円、同年10月から41年7月までは2万4,000円、同年8月から42年7月までは3万円、同年8月から43年5月までは3万9,000円、同年6月から44年9月までは4万5,000円、同年10月から45年9月までは4万8,000円、同年10月から46年6月までは6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪しており事業主及び担当役員の所在も確認できないが、申立どおりの資格取得届や、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和46年7月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年7月から46年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和21年6月10日に、資格喪失日を23年12月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月10日から23年12月5日まで

私は、昭和21年6月10日から23年12月5日までA社で旋盤工として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間になっていないと言われた。縁故関係による推薦で同社に入社し、同じころに同様の勤務をしていた同僚は、厚生年金保険の被保険者となっているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の「退職時の稟議書原本の写し」及び同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人はA社における以前の経験をもとに、当時の上司の推薦を得て再入社したと供述しており、当時の同僚も同様の供述をしている上、申立人が氏名を記憶している当時の同僚7名はいずれも同社において厚生年金保険の記録が確認できる。

さらに、A社総務人事担当部長から、申立人が当時の同僚と同様に、A社に再入社すると同時に厚生年金保険の加入手続きがなされていたものと思われるとの証言を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同様の仕事をしていた同僚の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届け出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年3月まで

昭和44年6月に結婚して現在の居住市に転居し、婚姻届を提出した際、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、納付書が届いたら市役所や銀行などで夫婦二人分を一緒に私が納付していた。保険料をさかのぼって納付したことがあると社会保険事務所から言われたが、さかのぼって納付した記憶は無い。申立期間当時、国民年金保険料を納付するのに十分な資力があつたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月に婚姻届を提出した際、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書が送付されてくる度に市や金融機関で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は48年7月31日であることが確認でき、申立人が国民年金加入手続を行ったのは48年9月下旬であると推認されることから、この時点において、申立期間の大半は、時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が居住している市では、納付書で国民年金保険料を納付できるようになったのは、昭和49年4月以降であることから、申立期間の保険料を納付書により納付することはできない上、同市では過年度分の保険料の受領は行っていなかったことから、同市で過年度分の保険料の納付はできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成5年3月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料5年分として48万円以上を区役所の係官に納付した。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料5年分を区役所の係官に納付したと主張しているが、申立人から事情を聴取できないため納付時期等が不明である。

また、申立人は、申立期間のうち少なくとも平成元年3月以降は、国民年金保険料を納付したとする区役所には住民票が無かったことが確認でき、申立期間の保険料を申立期間当時納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする区役所では、現年度分の保険料の収納しか行っておらず、かつ、申立期間以降は、特例納付も実施されていないため、さかのぼって申立期間の保険料を納付したとも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1764

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 60 年 6 月まで  
30 何歳かの時に通知がきたので区役所へ行き国民年金の加入手続を行った。その後、年金手帳と納付書が郵送されてきた。その納付書で一括 32 万円を郵便局で納付した。以後、遅れることなく郵便局か銀行で納付してきたので未納期間があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は 30 何歳かの時に通知がきたので国民年金の加入手続を行い、その後、年金手帳と一緒に郵送されてきた納付書で一括 32 万円を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 10 月に払い出されており、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳は昭和 62 年 10 月に交付された手帳であり、申立人は別の年金手帳を交付された記憶はなく、この当時は特例納付の実施期間でないため、申立人の主張するように申立期間の国民年金保険料を一括して納付することはできない期間であり、仮に納付した場合の金額とも大きく相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年9月まで

昭和57年12月に国民年金に加入後、厚生年金保険被保険者期間を除いて国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきた。申立期間については、職業安定所に求職手続を行った後に、社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、夫の分と一緒に保険料を納付していた。夫は納付済みになっているのに、私の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の申立期間当時の記憶も曖昧で、国民年金の切替手続についての具体的な記憶が無いとしていることから、加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間直前の期間は厚生年金保険に加入しているため、国民年金保険料を納付するためには国民年金への切替手続が必要となるが、記録上、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付することはできない上、申立人が所持する年金手帳からも申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことをうかがわせる形跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から7年3月まで

勤めていた会社を平成5年5月1日付で退職するに当たり、会社から国民年金の加入手続を行うよう説明を受けたので、退職後、私が区役所に行き国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、退職後に退職金と不足分を夫から借りてまとめて一回で区役所か銀行で納めているので申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期については、平成8年4月に勤務先で厚生年金保険に加入する1か月から2か月前に一括して納付したとしているが、申立期間当時の納付状況に関する記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立内容を裏付ける具体的な納付金額等の説明が得られなかったことから、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の一部を申立人の夫から借用して納付したとしており、その根拠として20万円を引き出したその夫の預金通帳の写しの提供があったが、引き出した日付は平成8年12月26日となっており申立人の主張と相違しているうえ、この時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年5月までの期間及び平成2年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から同年5月まで  
② 平成2年3月から同年4月まで

私の母親は、私が平成元年6月に会社を退職した数か月後に私の国民年金の加入手続を行った。

私と母親は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付時期、場所、方法などをよく覚えていないが、母親は、申立期間①の保険料は加入手続を行った際に、金融機関でまとめてさかのぼって20万円くらいを納付したと思うとしており、申立期間②の保険料は金融機関で納付したと思うとしている。

母親は、私の国民年金の加入手続を行い申立期間①及び②の保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月に会社を退職した数か月後に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を金融機関でまとめてさかのぼって20万円くらいを納付したと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月に払い出されていることが確認でき、申立人の年金手帳及び申立人が居住していた町の記録では、申立期間①は未加入期間とされており、かつ、元年8月時点では、申立期間①の保険料は時効によっても納付することができず、当時は、特例納付が実施されていた期間でもない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人の母親が申立期間①の保険料をさかのぼって納付したと記憶

している金額は、当時の国民年金保険料の合計額と大きく相違している。

さらに、申立期間②については、申立人は、申立人の母親が金融機関で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の年金手帳では、申立人が平成2年3月に会社を退職した後、国民年金への切替手続を行った形跡がうかがえず、申立人が居住していた町の記録でも、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親の申立期間当時の保険料の納付時期、場所等の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から62年2月までの期間及び同年8月から63年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月から62年2月まで  
② 昭和62年8月から63年2月まで

申立期間①については、昭和61年6月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、市役所から送付されてきた納付書をB市に居住している母親に転送し、母親が市内の金融機関で国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、昭和62年8月に会社を退職した後、C市役所で国民年金への切替手続きを行い、申立期間①と同様の方法で国民年金保険料を母親が納付した。

申立期間①及び②当時は、会社を退職した直後で収入が無く、母親に国民年金保険料を納付してもらったが、母親は必ず保険料を納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、昭和61年6月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、申立期間②については、62年8月に会社を退職した後、国民年金への切替手続きを行ったとしているが、社会保険庁の記録では、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人の年金手帳及び申立人が申立期間①及び②当時居住していたそれぞれの市の被保険者名簿でも申立人の国民年金の加入記録が無く、未加入期間とされていることから、当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①については、A市役所から納付書が送付され、

申立期間②については、C市役所から納付書が送付され、いずれもB市に居住する申立人の母親に転送していたとしているが、その母親は、申立人の納付書はB市役所から送付されてきたとしており、納付書の発行元に関する申立人とその母親の証言が一致しない上、申立期間①及び②当時、申立人の住民票の住所地はB市ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が記憶している保険料額は、当時の保険料月額と相違している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1769

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年5月まで

昭和39年に結婚し、その後会社を退職した。時期は記憶していないが、子供がいたため妻と一緒に国民健康保険の加入手続を行い、その際に国民年金の加入手続も併せて行ったと思う。

申立期間当時、妻が私の保険料も一緒に納付していたはずであるので、申立期間が未加入とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の妻と一緒に申立人の国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が不明確であるとともに、一緒に国民年金の加入手続を行ったとするその妻も、国民年金の加入手続について記憶が定かでないとしているなど、国民年金の加入状況が不明であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間の保険料の納付方法、納付時期及び納付金額等について記憶が定かでなく、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで  
④ 昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 56 年 9 月か同年 10 月ごろ、結婚を控えていた私は、両親から国民年金に加入するように厳しく言われていたこともあり、新しい住居に引っ越した際に区役所で加入手続を行った。その際、区職員から 2 年間はさかのぼって保険料を納付できると言われたので、その期間の保険料を区役所や郵便局で納付した。その後も、送られてきた納付書により郵便局や銀行で保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 9 月か同年 10 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付し、その後も送られてきた納付書で保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63 年 5 月ごろに払い出されており、この時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができず、国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立期間②から④については、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 5 月ごろに国民年金に加入した記憶も、それ以前の

国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶も無く、あくまで 56 年 9 月から同年 10 月ごろに加入手続きを行い、その後の期間については、郵便局や銀行で国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立期間②から④の前後の 61 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から 62 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料はいずれも過年度納付されたことになっており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 神奈川県国民年金 事案 1771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から62年9月までの期間及び平成3年10月から6年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から62年9月まで  
② 平成3年10月から6年9月まで

国民年金加入の手続は、会社を退職後に自分か母親が行ったと思うがよく分からない。国民年金保険料は、昭和40年6月に結婚するまでは母親が、結婚後は妻が私と妻の二人分を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については直接関与しておらず、結婚後に申立人の保険料を自身の保険料と同時に納付していたとする申立人の妻からは、申立期間の保険料の納付については複数の銀行か郵便局で納付していたという証言が得られた以外は記憶が曖昧である上、調査に非協力的なことから具体的な状況を聴取することができず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と同時に保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立人の申立期間①及び②と同期間が未納となっており、申立人夫婦二人分の保険料を金融機関を通じ複数回納付したとしているにもかかわらず、夫婦二人共に全く同一の期間が記録されなかったとは考え難い。

さらに、申立人の妻は、納付書がまとめて送られてきたり、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしているが、申立期間①及び②の直後の期間の保険料について、夫婦二人共に過年度納付を行っていることが確認できることから、証言内容とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1772

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 47 年 3 月まで

私が 21 歳のころ国民年金手帳が送られてきたので母親に相談したところ「強制だから納付しなければいけないよ。」と言われ、昭和 43 年 4 月から 60 歳までの間、国民年金保険料を納付していたはずである。昭和 43 年 4 月から同年 12 月まで保険料が納付されている記録があり、その時と住所は変わっていないにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和 43 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付しており、その時期と申立期間とでは住所が変わっていないので保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人の申立期間当時の住所は申立期間前に居住していた住所地となっており、住所の変更手続を行った形跡も見当たらないことから、集金人の訪問や保険料の納付書が到達していたとは考え難い。

また、当時の国民年金保険料の納付記録からは、申立人夫婦ともに昭和 43 年 4 月から同年 12 月までの保険料を同一日に納付していること、及び 47 年 4 月からの保険料納付開始月が同じであることが確認でき、申立人夫婦は申立期間前後の国民年金保険料を一緒に納付していた状況がうかがわれるが、申立期間については申立人の夫の保険料も未納となっていることから、申立人だけが保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1773

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 9 月まで

昭和 56 年 4 月に引っ越しをした時に区役所で転入の手続と一緒に国民年金の住所変更手続を行い、保険料はいつも区役所の中の銀行で数か月分ずつを納付していた。昭和 50 年に国民年金に任意加入して以来ずっと保険料を納付してきたのに未納期間があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は区役所で転入の手続と一緒に国民年金の住所変更手続を行い、保険料はいつも区役所内の銀行で数か月分ずつ納付していたと主張しているが、オンライン記録では申立期間直後の昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料を過年度納付し、同年 6 月から 61 年 3 月までの保険料を一括納付していることとされており、申立内容と一致しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には昭和 60 年 11 月 29 日に転居前の納付済期間を確認したことをうかがわせる記載がされており、その後の 61 年 1 月に過年度納付している記録があることから、この時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1774

### 第1 委員会の結論

申立人の、昭和 43 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 53 年 3 月まで

私の家は書店を営んでおり両親は国民年金創設時から、兄は 20 歳にさかのぼって国民年金に加入した。加入手続や国民年金保険料納付については、母親が家族全員の分を行っていた。

母親は、自営業ということで、子供達の将来のことを考え、国民年金のみならず銀行預金や簡易保険も掛けていてくれた。そういう母親が、昭和 53 年まで私の国民年金の加入手続や国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人以外の家族の国民年金加入手続と国民年金保険料の納付を滞りなく行っていたので、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についても昭和 53 年まで何も行っていないことは考えられないとしているところ、申立人自身は加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は高齢のため状況を確認することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月に払い出されており、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付さ

れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金加入手続は母親が行い、国民年金保険料も母親が納付していた。昭和 41 年 4 月に結婚してからは、当時同居していた義母が家計の管理をしていたので保険料の納付についても義母が行っていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、当時同居していた申立人の義母が納付をしていたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行っていたとされるその義母は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 48 年 1 月 23 日再発行との記載があり、手帳に貼付してある領収書により 47 年 4 月から同年 9 月までの保険料をさかのぼって国民年金手帳の再発行日に納付していることが確認できることから、申立人の主張するように、結婚後、申立人の義母が申立人の保険料を継続して納付していたとするならば、さかのぼって保険料を納付する必然性はなかったものと考えられる。

さらに、申立人の夫については、保険料は昭和 46 年 9 月から納付済みになっているが、同年 9 月分は第 3 回特例納付（53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施）により納付しており、当時は同年 10 月から保険料の納付を始めていること、及び申立人の義母については、48 年 10 月 1 日に国民年金に任意加入をしていることから、申立期間当時、申立人の夫は未納であり、その義母は未加入であったことが確認でき、その義母が申立人の保険料のみを納付していたとするのは不自然である。



加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1776

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年8月まで

国民年金には、20歳から加入したが、平成4年11月から5年9月までの間会社に勤務して厚生年金保険に加入した後、6年に実家に戻り自分で国民年金の再加入手続をした。

少し手続が遅れたために国民年金保険料が未納となり国民年金の再加入手続をした後に納付書が届いたが、その金額が全部で6万円から8万円くらいだったので一度に払えず、1か月分ずつ当月分の保険料と一緒に納付していた。その時の領収書はないが、自分では国民年金保険料を納付していたと思っていたので未納期間があることに納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家のある市で国民年金の加入手続を行い年金手帳が交付され、就職先の厚生年金保険加入手続時及び退職後の国民年金再加入手続時に提出したと主張しているが、申立人の基礎年金番号は、申立期間後に加入した厚生年金保険番号になっており申立人が現在所持している年金手帳にも当時の国民年金手帳記号番号の記載はないことから、申立人の国民年金の切替手続が適切に行われていたとは考え難い。

また、平成6年に実家に戻り国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、申立人が当時居住していた市では国民年金の再加入手続が取られた形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1777

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年5月までの期間、同年10月から49年3月までの期間、同年9月から50年6月までの期間、53年10月から54年12月までの期間及び60年2月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から48年5月まで  
② 昭和48年10月から49年3月まで  
③ 昭和49年9月から50年6月まで  
④ 昭和53年10月から54年12月まで  
⑤ 昭和60年2月から同年8月まで

私は申立期間①から⑤の期間において会社に勤務した期間と会社を設立し経営した期間がある。それぞれの年金制度の切れ目においてその都度、加入場所と納付金額の記憶はないが国民年金の加入手続を行い、特に昭和60年2月から同年8月までの期間は会社を設立し従業員のこともはっきり記憶しており、厚生年金保険に加入していなければ国民年金に加入し、国民年金保険料は妻が納付していたはずで、申立期間がすべて未加入期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤において、その都度、加入場所と納付金額の記憶はないが国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は申立人の妻が納付していたと主張しているが、年金加入期間全体の中で未納及び未加入期間は14回ある上、そのうち、申立期間は5回に及び、特に申立期間①から③までの期間は近接しており、これだけの回数において行政側に不適切な事務処理があったとは考え難い。

また、社会保険庁の記録では申立期間は未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人はそれぞれの申立期間において国民年金の加入場所や納付金額、納付場所の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人の保険料納付をしていたと主張する申立人の妻も申立期間①から⑤は、国民年金に未加入となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1778

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 43 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 43 年 7 月まで

私は、高校卒業後、家業を手伝っており、20 歳の時に父親が国民年金加入手続を行い、昭和 43 年 8 月に結婚するまでは、私の国民年金保険料の納付は父親が行っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については申立人の父親が行っていたはずであるとしているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされるその父親は既に亡くなっていることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の資格取得日から昭和 53 年 1 月 20 日ごろに払い出されたと推認できるが、その時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、年金手帳に記載された資格取得日から保険料を納付していたはずだと主張しているが、この資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼって記載されることから、納付開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1779

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

時期は定かではないが、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。保険料は、郵便局へ行き納付書で納付していたと、母親から聞いたように思う。

母親が保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の母親は、昭和 52 年 11 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で払い出されているが、その妹の国民年金保険料も昭和 52 年 4 月から納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、かつ、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も、申立期間の加入手続等についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から57年3月まで

国民年金の加入手続について記憶は定かではないが、私は結婚後、郵便局へ行き、納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に毎月納付していたと思う。

申立期間の保険料については、夫の分は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、結婚してから、夫婦二人分の保険料を一緒に毎月納付していたと思うと主張しているが、申立人の夫は、昭和54年度の保険料を1年分前納していることが特殊台帳により確認できることから、申立人が結婚した直後は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付することができず、社会保険庁の記録で確認できる範囲でも、申立人及びその夫の保険料は同一日に納付されていないことから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたとは推認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 61 年 11 月から平成元年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 11 月まで  
② 昭和 61 年 11 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に大学を卒業した際に、父親から、国民年金保険料の納付は国民の義務だから、必ず納付するようにと厳しく言われていた。

私は、昭和 60 年 4 月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納付したはずであるので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人が現在所持している年金手帳の国民年金手帳記号番号が付番されたと考えられる平成 4 年ごろの時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間①及び②における国民年金被保険者の資格の確認は、平成 5 年にさかのぼって行われており、これを前提とすると、申立期間①及び②は当時未加入期間とされ、国民年金の加入手続は行われていなかったこととなり、被保険者としての資格の確認が行われた時点でも、時効により保険料を納付することができなかったこととなる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1782

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 4 月まで

私は、昭和 40 年 1 月ごろ国民年金加入手続をしたが、私の母親は、私の国民年金保険料を 3 か月ごとに集金人に納付してくれていた。その後、母親は、昭和 48 年 4 月に入院するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、その母親は既に亡くなっていることから、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間については、申立人の妻も大半の期間の国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から48年12月まで  
実家からA市へ転居した昭和44年9月ごろ、両親及び勤務先の医院長の勧めにより市役所支所で私が国民年金の加入手続を行い、窓口で保険料を納付した。以後の保険料は勤務先に来た集金人に私が納めていた。申立期間について、未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年3月に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人が所持する年金手帳においても資格取得日は49年1月23日となっていることから、申立期間は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、勤務先の院長夫人及び同僚に当時の状況を聴取したが、集金人が訪問し、院長と夫人の国民年金保険料を納付していたことは記憶にあるが、院長夫人及び同僚は申立人が集金人に保険料を納付していたかどうかは不明であるとの証言があり、当時申立人が国民年金保険料を納付していた状況は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から63年3月まで

私は、昭和60年からそば屋を開店したが、開店の際に近隣の金融機関で定期積金を始め、その担当者が国民年金保険料の集金を行うことに決まったので、よく覚えている。納付は毎月、現金で行い、金融機関の担当者は何人か代わったが、どの担当者も領収証を置いていったことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が「定期積金」を行っていた金融機関の担当者の集金により毎月納付していたと主張しているが、当該金融機関からは、原則として保険料の集金・取次ぎ訪問活動は行っていないとの回答が得られたことから、申立内容と一致しない。

また、市の国民年金被保険者名簿でも、社会保険庁の記録と同じく、申立期間の保険料の納付記録は未納となっている上、申立期間のほかにも、国民年金の強制加入期間において未納となっている期間がみられる。

さらに、申立人は昭和62年分の所得税に係る確定申告書(控)を提出したが、社会保険料控除欄に記載されている金額と、62年の国民年金保険料額とは一致せず、国民健康保険の均等割額に平等割額を加算した金額と一致するため、当時の国民年金保険料として記載されたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から43年5月まで

私は、国民年金制度が発足してから半年か1年後に、地域の有力者の勧めにより、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受領した。国民年金保険料は、女性の方が集金に来ていたことを憶えている。国民年金手帳はその後の引っ越しの際に紛失したので今は無い。

現在の国民年金保険料の納付記録は昭和43年6月からとなっているが、35年生まれの次女が通っていた幼稚園が市役所のそばにあったので、保険料はその市役所で納付してきており、納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足してから半年か1年後に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付してきたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳では、申立人が昭和43年6月に任意加入したとされていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の途中で住所を異動しているが、申立人が、それ以前に居住していたとする2つの区市のいずれにおいても、国民年金への加入を確認することができず、申立人が現在所持している国民年金手帳の検認記録欄では、昭和43年6月から納付済みとなっており、昭和42年度、昭和43年4月及び同年5月は斜線が引かれているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関



連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、両親が納付していた。納付の時期と保険料の金額は覚えていない。納付の場所は定かでないが、納付書に現金を添えて銀行の窓口で納めたか、申立期間①及び②当時に私が居住していた市の市役所で納めたと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の両親も既に亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付時期、金額、納付場所等は不明であり、その上、その両親は国民年金加入期間すべての保険料が未納である。

また、申立人から証言を得るべく、申立人に対する電話及び文書による照会を重ねたが、回答を得ることができず、申立期間当時の具体的な状況については不明である。

さらに、申立書によれば、申立人は申立期間①と申立期間②とでは住所地の市町村を異にしていたとされるところ、申立人が申立期間①当時、居住していた市の記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格に関して同市からの転出処理が行われたのが昭和 57 年 9 月であることが確認でき、申立期間②当時、居住していた市の記録によれば、当該期間には申立人の国民年金被保険者資格に関して同市への転入処理が行われていなかったことが確認できる。このことから申立人の国民年金の住所変更手続は適切に行われていなか

ったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1787

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 4 月まで

申立期間については、昭和 59 年 5 月に会社を退職後、私が市役所に赴いて国民年金の加入手続をした。市役所で加入手続を行った時、後から一括納付することにし、61 年 4 月か同年 5 月前半に、社会保険事務所で納付書を受け取り、納付した場所は覚えていないが、一括納付したにもかかわらず、未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 5 月に会社を退職後、市役所で国民年金への加入手続をし、次の就職先が決まってから一括して納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間の被保険者資格得喪日及び種別の記載は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間当時居住していた市においては、国民年金加入記録及び国民年金保険料の納付記録は無く、申立期間は、未加入期間である旨の回答を得ていることから、当該期間について保険料を納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 40 年 3 月まで

私の父親は、昭和 36 年 6 月に私の国民年金の加入手続を行った。その後、父親は、私が結婚するまでの間、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間のうち、36 年 6 月から 38 年 7 月までの期間が未加入で、同年 8 月から 40 年 3 月までの期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和 36 年 6 月に申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 40 年 4 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得時期が昭和 38 年 8 月となっていることから、申立期間のうち、36 年 6 月から 38 年 7 月までの期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

私の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、昭和 63 年 10 月ころ区役所の年金課から、未納通知が郵送され、早速夫婦で区役所に行き、63 年から 64 年に現金で納付した。

国民年金手帳に昭和 59 年 6 月 26 日付で被保険者でなくなった日と記録はなっているが、任意加入被保険者の資格を喪失する理由もなく、資格喪失申出書の届出を提出した記憶もない。

したがって、申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 63 年 10 月ころ区役所から未納の通知が来て、区役所の窓口で現金で納付したと主張しているが、申立期間当時区役所では過年度について未納である旨の納付書は被保険者宛てに送付していないことが確認でき、申立人の主張とは相違がみられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録をみると、昭和 59 年 6 月 26 日付で任意加入の被保険者資格を喪失しており、区の被保険者記録及び社会保険庁の記録とも一致しており、申立期間は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することはできず、ほかに保険料の納付していたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1790

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から52年2月まで

私は、団地に住んでいる時、国民年金に詳しい隣人に国民年金の加入を勧められ、隣人と昭和48年秋に区役所に行き、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、引っ越したため、昭和52年3月に国民年金の転居の手続を行ったところ、その日が国民年金に任意加入した日となった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に詳しい隣人に国民年金の加入を勧められ、隣人と昭和48年秋に区役所で国民年金の任意加入手続をして、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳は、申立期間当時居住していた区とは別の区において発行された国民年金手帳であり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和52年3月に国民年金に任意加入していることから、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない上、国民年金保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等の記憶も曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1791

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで

私の父親は、昭和 36 年 3 月ごろに私と兄の国民年金の加入手続を行い、その後、町内会の担当者に私と兄の国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間について、兄の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の交付を受けた記憶が不明確であると証言している上、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が申立期間当時居住していた市の記録でも、申立人が国民年金の資格を取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立人の父親が、昭和 36 年 3 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 神奈川県国民年金 事案 1792

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から52年10月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付してくれていた。その後、父親は昭和52年12月に入院したため国民年金保険料を納付していなかったが、同年10月までは納付してくれていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、その父親は既に亡くなっていることから、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間については、申立人の夫は国民年金保険料が未納又は未加入となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 18 日から 33 年 9 月 30 日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 29 年 6 月 18 日から 33 年 9 月 30 日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されているとのことであった。

しかし、A社を退職した時には、退職金も無く、失業手当ももらっていない。脱退手当金をもらった記憶は全く無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 9 月前後に資格喪失した者の 12 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 名が資格喪失日の約 3 か月後に、1 名が約 6 か月後に、1 名が約 7 か月後にそれぞれ脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 34 年 5 月 11 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは

うかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 37 年 1 月 31 日まで

社会保険庁の記録によると、A社B支店に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されているという説明を受けたが、もらった記憶が無い。

A社を退職してから 20 数年経った昭和 63 年ごろ、同社の事務担当者から電話があり、厚生年金保険被保険者の記録が残っているということで、年金手帳再交付の手続をしてくれた。

申立期間について、脱退手当金をもらっていないということであり、被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人が勤務していた事業所の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 1 月 31 日の前後 6 年以内に資格喪失した者 14 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に電話したとするA社の事務担当者は既に亡くなっており証

言が得られない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月7日から31年4月1日まで

私は、昭和30年11月6日にA社を退職後、すぐにB社に入社したが、社会保険庁の記録では、入社日から31年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が無い。在職中は、申立期間を含め、退職するまで、B社D課に勤務していた。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社D課に勤務していたことは、同僚の証言から確認できるものの、申立てのと通りの在職期間については確認できない。

また、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も明確ではない。

さらに、申立人と同日にB社で被保険者資格を取得した同僚は、「当時は、3か月くらい試用期間があるのが当たり前であった」と証言をしており、申立人についても同様であったと推認される。

加えて、社会保険事務所の保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間について確認しても、申立人の名前は見当らず、整理番号の欠番も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月30日から28年1月1日まで  
② 昭和49年12月21日から51年12月21日まで  
③ 昭和61年1月8日から63年12月25日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間①については昭和26年10月1日から44年3月18日までA社に継続して勤務しており、申立期間②については49年6月1日から51年12月21日までB社に継続して勤務していた。

また、申立期間③については昭和61年1月8日から63年12月25日までC社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社D支店に勤務していたと主張しているが、申立人の記憶している同僚及び申立期間に勤務していた同僚5名に照会したところ、回答のあった4名のうち、申立人を覚えているのは1名のみである上、この者も「申立期間①において、申立人とA社D支店では一緒に勤務していない」と証言しており、申立人が申立期間①のとおりA社に勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、健康保険整理番号125として昭和26年10月1日に資格取得し、27年6月30日に資格喪失し、その後166番として28年1月1日に資格取得したことが確認でき、申立期間における整理番号に欠番は無い上、この事務処理において不自然な点は見られない。

申立期間②については、申立人が申立期間以外の期間にB社に勤務していたことは同僚の証言から確認することができるものの、申立期間②のとおりB社に勤務していたことは確認できない。

また、B社における申立人の雇用保険の加入記録については、厚生年金保険の加入記録と一致しており、同僚の2名は、B社は雇用保険、健康保険、厚生年金保険は一体で加入していたと証言している。

申立期間③については、申立人の当時の事業所の所在地、従業員数に関する供述と、これに関する同僚の証言は、ほぼ一致していることから、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社が加入していたE健康保険組合、F厚生年金基金に申立人の加入記録は無く、申立期間③の申立人の雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人は「勤務時間は決まっておらず、出張が多く、出社は平均週4日だった。事務所はC社とは別の階の1室にあり、仕事は自分一人で行っていた」と供述しており、厚生年金保険に加入しない雇用形態であったと考えられる。

申立期間①、②及び③ともに、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から39年4月1日まで  
② 昭和39年4月1日から44年10月1日まで

社会保険事務所によると申立期間は、脱退手当金支給済みとなっているが、脱退手当金の手続をしたことも支給を受けたことも無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者名簿において脱退手当金の支給を示す「脱」表示がされており、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 714

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月ごろから 35 年 1 月ごろまで

E市のF炭鉱にあったA社B支店の事業所で、坑木を荷卸しする準社員、養成工として作業に従事していた。

正社員もいたので、厚生年金保険の適用事業所であるはずであり、正社員同様に働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間であると思う。十分に調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店に勤務していたことは、勤務していたときの申立人の記憶から推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同僚は「私は、営業担当として、A社B支店内の多くの事業所に出向いていたので、そこで働いていた職員の仕事や処遇を知っている。申立人のように坑木を肩に担いで運搬する労務者は、日雇労務者であり、当時は大勢いた。日雇労務者は、日給月給で日雇健康保険、日雇雇用保険に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。申立人のように 1、2年程度の勤務では正社員にはなっていないと思う」と証言している。

さらに、別の同僚も「私は、最初、日雇労務者として石炭、コークスの荷役作業に従事した。7、8年してやっと正社員になった。日雇労務者は、日給月給で日雇健康保険、日雇雇用保険に加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。日雇労務者は早く正社員になりたかったが、当時、会社は簡単には正社員にしてくれなかった」と証言している。

加えて、申立人は「私と正社員とは、仕事の内容も制服も異なっていた」と

証言している。そして、現在、A社のC管内の人事を統括しているD支店では「申立人のような準社員、養成工は正社員ではなく、正社員でないものは厚生年金保険に加入していなかった。正社員は、人事記録があり、厚生年金保険に加入していた」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に年金記録の確認をしたところ、昭和 33 年 4 月から 39 年 6 月まで A 社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

脱退手当金を請求した覚えがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給済である旨の「脱」と認められる表示があることから、申立人の意思に基づかないで、脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があり、A 社で脱退手当金支給の記録のある 10 名中 8 名にも「脱」表示がある上、8 名が 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月から 34 年 11 月まで  
② 昭和 34 年 12 月から 36 年 5 月まで  
③ 昭和 36 年 6 月から 38 年 4 月まで  
④ 昭和 38 年 5 月から 40 年 6 月まで  
⑤ 昭和 40 年 7 月から 41 年 6 月 4 日まで  
⑥ 昭和 42 年 5 月 16 日から 43 年 9 月まで  
⑦ 昭和 43 年 10 月から 50 年 2 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、①昭和 32 年 2 月から 34 年 11 月まではA社B出張所に、②34 年 12 月から 36 年 5 月まではA社C出張所に、③36 年 6 月から 38 年 4 月まではA社D出張所に、④38 年 5 月から 40 年 6 月まではA社E出張所に、⑤40 年 7 月から 41 年 6 月 4 日まで及び⑥42 年 5 月 16 日から 43 年 9 月まではF社に、⑦43 年 10 月から 50 年 2 月 1 日まではG社に勤務していた各期間に係る被保険者期間が欠落しているが、申立期間①、③及び④についてはA社各出張所での写真が、②については導火線発破等研修受講証が、⑤については厚生年金保険の被保険者証に記載の資格取得日から、⑥については同僚の証言から、⑦については雇用保険及び社員住所録等から、勤務実態が証明できる。

保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間中に撮影された日付入りの勤務場所での写真、導火線発破等研修受講証及び雇用保険の記録等により、申立人がA社各出張所、F社及びG社に勤

務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の全期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①、②、③及び④について、申立人はA社が倒産時に多くの者がF社に転職したと述べているが、F社の被保険者として記録のある者のうち、A社の被保険者記録のある者は4名のみで一部の者しか記録が無い上、当時現場監督でありA社が倒産後にF社を創業した者のA社における厚生年金被保険者期間も無いことから、A社では従業員の一部についてのみ厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立期間⑤について、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した年月日が昭和41年7月1日となっているほか、申立人の在籍を証言する同僚もいない。

申立期間⑥については、親方として在籍していたと証言する部下は1名いたものの、保険料控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間⑦について、G社事業主の親戚や幹部の子息以外は入社後3年2か月から5年以上後に、資格を取得している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 2 月 21 日から 21 年 5 月 3 日まで  
② 昭和 21 年 5 月 4 日から 24 年 7 月 27 日まで  
③ 昭和 33 年 2 月 26 日から 33 年 3 月 2 日まで

申立期間のうち、船員手帳に記載されている雇入れ及び雇止めの期間である①昭和 20 年 11 月 27 日から 21 年 5 月 3 日まで、②雇入れ日不明から昭和 24 年 1 月 31 日まで及び 24 年 2 月 1 日から同年 7 月 27 日まで、③昭和 33 年 2 月 26 日から同年 3 月 2 日までについては、船員保険の被保険者であったと思うので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する船員手帳から、申立人が申立期間のうち、船員手帳に記載されている期間は、船舶A (申立期間①)、船舶B (申立期間②) 及び船舶C (申立期間③) に乗船していたことが確認できる。

しかし、船員手帳には、船員保険の資格の得喪、標準報酬月額等に関する記載欄の記入が無く、申立人が申立期間に船員保険に加入していた事実を確認することはできない。

申立期間①について、D社が申立人の申立期間に係る在籍証明書を提出しているが、船舶Aは、D社ではなくE社が船舶所有者であり、E社における申立人の船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、E社は既に閉鎖している。

また、申立人の妻は当時の同僚の氏名を聞いていないことから、関係者の証

言等を得ることができなかった。

申立期間②について、船員手帳から申立人が乗船していた船舶は外国船籍であることが確認できるが、昭和 24 年 7 月 27 日に船員法施行規則第 1 条が改正されるまでは、日本政府が乗組員の配乗を行っている日本船舶以外の船舶に乗船する船員は、船員法第 1 条に規定する船員に該当しなかったため、申立人は船員保険の強制被保険者ではなかったと考えられる。

申立期間③について、船員手帳に記載されている航行区域欄に平水と記載されており、かつ、申立人の妻も、申立人の業務内容は、「港内停泊中の船舶に人を運ぶ業務。」と証言していることから、船員法第 1 条に規定する船員に該当しなかったため、申立人は船員保険の強制被保険者ではなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることができない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月10日から31年12月1日まで  
② 昭和34年4月20日から同年10月16日まで

私は、A社において、昭和28年1月10日から31年11月30日まで、B社において、34年4月20日から同年10月15日までそれぞれ勤務していた。当時の給与明細書は無いが、厚生年金保険に加入していたはずである。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、就労先の様子や作業内容について記憶しており、同僚が申立期間の一部に係る申立人の勤務実態を証言していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社の事業主は、申立期間当時、3か月間の試用期間を設けており、勤務態度を見極めた上で、試用期間後に本採用として厚生年金保険に加入させるか、若しくは加入させないかの判断を行っていたと供述している。

また、社会保険事務所の保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できた従業員は、入社後10か月間は試用期間として厚生年金保険に加入できなかったと証言している。

さらに、A社の事業主は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日が昭和27年8月1日から32年4月1日までの期間に

申立人の名前は見当たらず、健康保険証番号の欠番もない。

申立期間②については、B社が厚生年金保険の資格を昭和34年1月11日に全喪した後であり、当該申立期間においてB社は適用事業所ではない。

また、申立人は、当時のB社における上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も所在不明であるため、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を確認できない。

申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料控除の記憶も曖昧であり、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社で給与から厚生年金保険料の控除があったと思うので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間①は、事業所に申立当時の社員台帳の保存は無く、同僚の連絡先も不明なため申立人が勤務していたことの確認ができない。申立期間②は、申立人が勤務していたことを事業主は記憶しているが、明確な勤務期間については不明としている。

また、社会保険庁の記録では、申立期間にはA社及びB社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。さらに、A社及びB社の事業主に厚生年金保険の保険料控除について問い合わせをしたところ両事業主から「適用事業所となる前の期間に社員から厚生年金保険料を控除するようなことはない」と証言している。

申立期間③については、申立人が勤務していたことは同僚の証言から確認ができるが、同僚は「申立人の主張する申立期間より申立人の勤務期間は短かったと思う」としており、事業所には社員台帳等の保存が無いため勤務期間の特定ができない。また、事業主及び同僚は、「申立人はアルバイトであったので厚生年金保険の加入対象者ではなかったと思う」と証言しており、申立人の記

憶があった同僚2名もC社での厚生年金保険の記録が無く、社会保険事務所にある被保険者名簿に欠番も無い。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から平成元年 4 月 12 日まで

社会保険庁の記録では、A社に在籍していた昭和 56 年 8 月から平成 7 年 12 月 31 日までの期間のうち、B国にある同社の進出企業C社に勤務していた昭和 56 年 8 月から平成元年 4 月 12 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。私は、A社に採用され、C社において 13 年間社長を務めた。給与はA社本社の給与規定に基づき、B国では現地通貨で給与を受け取っていたが、賞与は日本において自分名義の銀行口座に振り込まれていた。

なお、同社には社員持株制度があり、毎月給与の一部からA社の株式を買い、帰国するまで積立てされていた。これらの事実により、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令（社内通達）の写しから、申立人が昭和 56 年 9 月 1 日から平成 7 年 12 月 31 日まで、A社及び同社の海外支社であるC社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、制度上、海外に設立した日本企業の事業所は、厚生年金保険の適用事業所とならない取扱いとなっている。

また、A社は、申立人はB国においての現地採用であり、同社が保管している社会保険台帳に、厚生年金保険被保険者として申立人の記録は無いと回答している。

さらに、A社は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存しておらず、申立人もA社により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人の申立期間における給与

からの厚生年金保険料の控除が不明である。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も無い。

このほか、A社が加入する健康保険組合は、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無いと回答し、厚生年金基金は、申立人の加入員記録は無いと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月22日から32年2月9日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、私は、A社に勤務し、同じころ妹も同社に勤務していたが、妹は厚生年金保険の加入期間があり、私の加入期間が無いのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妹の証言により、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、申立人及び妹は、申立人の同社における勤務時期や期間について記憶が明確でない上、複数の同僚に聴取を行ったが、申立人を記憶している者は1名しかおらず、その者も申立人の勤務時期や期間については記憶が無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、当該事業所では、数か月ごとに複数の従業員を一遍に資格取得させている傾向がうかがわれ、在職期間によっては被保険者資格を取得していない者が存在することが考えられる。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の資格取得日が昭和30年4月1日から32年6月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 1 月 1 日まで  
② 平成 6 年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社から受け取った平成4年分の源泉徴収票と平成6年の確定申告書の控えには社会保険料の額の記載があるので、再審査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が平成4年にA社で勤務していたことは、源泉徴収票や同僚の話などから確認できる。

しかし、当時の同僚、上司、給与計算の担当者は、「申立人はアルバイトで入社していた」としており、さらに「アルバイトは社会保険の加入がなかった」と証言している。同僚もアルバイトから社員に登用され、社員になってから社会保険に加入したことから申立人も同様であったと推認される。

また、申立人が提出した源泉徴収票の社会保険料等の金額には、「0」の数字を「485976」と上から手書きで記入した形跡があるが、現在の事業主は、印字された源泉徴収票を一部分だけ手書きで記入することはないとしており、訂正の押印も無い。

さらに、申立人が提出した源泉徴収票の所得控除の額の合計額は 35 万円、源泉徴収税額は 206,700 円と入力されており、社会保険料額の修正がされたのであれば、所得控除の額の合計額と源泉徴収税額も修正されるはずのところ、0 円で計算されたままの額となっている。

申立期間②については、雇用保険の記録から平成6年9月1日からの勤務実

態が確認できるが、それ以前の期間は、失業給付を受給していた記録があるため在籍していたとは認めることはできない。

また、申立人が提出した平成6年分の所得税確定申告書の写しの社会保険料の金額はA社で勤務していた期間の社会保険料と雇用保険料、及びB社で支払った雇用保険料の額に近い金額であるため、申立人の主張する時期からの社会保険料の控除は考え難い。

加えて、事業主は社会保険の加入については当時3か月間の試用期間を設けていたと証言しており、申立人が入社した平成6年9月1日の3か月後である同年12月1日の資格取得処理に不自然な点はみられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から45年3月31日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、厚生年金保険被保険者期間の該当無しであった。申立期間はA社に勤務し、仮設住宅寮に住みながら多くの工事現場に携わってきた。病気をしても自己負担が無かったことを記憶しており、厚生年金保険に加入していたことは間違い無いと思うので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和40年6月21日から41年3月9日までA社B支社（現在は、C支社）に在籍していたことは、雇用保険被保険者記録により確認できるが、申立期間のその他の期間については在籍を確認できる資料等が無い。

また、A社C支社に申立期間当時の厚生年金保険の加入要件について照会したところ、当時は班長及び世話人は正社員として厚生年金保険に加入させていた。しかし、その他の現場作業員については雇用保険やD国民健康保険組合を通して健康保険へ加入させることはあったが、厚生年金保険に加入させることはなかったとしており、申立人は、自分は班長や世話人ではなかった旨の供述をしている。

さらに、申立人が記憶していた班長、世話人の両氏は既に他界し、同僚については氏名の記憶が完全ではないため、それらの者からは証言を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 4 月 22 日まで  
② 昭和 39 年 11 月 30 日から 41 年 8 月 1 日まで

上記申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、それぞれ厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

当時、間違い無く厚生年金保険料を支払っていたため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が勤務場所や勤務内容を詳細に覚えていることから、当該事業所に勤務していたと推認できる。

しかし、申立人が申立期間と一緒に勤務していたとする同僚についても、厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

また、当該事業所からは申立期間①当時の人事記録等は保管していないとの回答であり、この他申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の同僚から証言を得ることもできない。

申立期間②については、申立期間における雇用保険の記録では申立人の記録を確認することができず、他に勤務状況を確認できるものもない。

また、当時の事務担当者からは、「当該事業所では、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入していた」旨の供述が得られている。

さらに、当該事業所からは申立期間②当時の人事記録等は保管していないとの回答であり、この他申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の同僚から証言を得ることもできな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A病院に勤務していた期間については、脱退手当金として支給済となっているとの回答を受けた。

しかし、請求手続きをしたことも、一時金を受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給金額には計算上の誤りも無く、資格喪失後約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、脱退手当金支給済となっている元従業員からは、連絡先が不明で周辺事情を聞き取ることができなかった。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 5 月 25 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月ごろから 43 年 12 月ごろまで  
社会保険事務所に対し、厚生年金保険加入期間の照会をしたところ、上記申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。

自分は、A社ではアルバイトとしての雇用ではあるが、運転手の助手として1日8時間、1か月20日勤務、かつ、毎年夏期には、ほぼ毎日勤務と、所定労働時間及び所定労働日数は正社員と変わらない。

上記の申立期間について、厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚の氏名を覚えておらず、現在の事業主も関係書類を保管していない。雇用保険についても、申立人が申立期間にA社において雇用保険の被保険者であった記録は無いことから、申立人のA社での勤務実態は確認できない。

また、申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除の有無について覚えていないとしている。

さらに、申立期間に係るA社の被保険者名簿に記録がある従業員から6名を抽出し、A社における厚生年金保険の取り扱いについて確認をしたところ、5名が当時のA社での厚生年金保険の加入は正社員のみであった、との証言をしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 727

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月から 19 年 12 月まで

平成 19 年 7 月 11 月に上記申立期間までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらったが、申立期間についてA社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容について具体的に述べていることから、申立人が、A社に勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人が、当時の同僚として挙げたB氏は、既に死亡しており、仕事内容や雇用形態等が同じであった同僚C氏及びD氏については姓しか分からず連絡先等が不明なため、証言等を得ることができない。

さらに、申立人が勤務していたとするA社の被保険者名簿の写しを社会保険庁から取り寄せ調査したところ、申立人の記録は確認できなかった。

なお、申立期間のうち昭和 17 年 6 月前の期間については労働者年金保険制度発足前の期間である。

このほか、申立に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 神奈川県厚生年金 事案 728

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 6 日まで

私は、昭和 40 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 5 日まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、厚生年金保険料は、給与から天引きされていたことを覚えていて、厚生年金保険に加入していたことは間違い無いので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた A 社（現在は、B 社。）によると、同社の職員名簿及び勤務に関する記録等の関係資料により、当時、申立人が C 共済組合の組合員であったこと、及び同共済組合に申立期間に係る退職一時金の請求をしていたことが確認できる。

また、申立期間における A 社の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月15日から23年12月1日まで  
社会保険事務所の記録では、A社B炭砒に勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者種別が第一種となっているが、同社では、入社から退社まで、一貫して坑内で保安員として勤務していたので、第三種被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚6名について、A社B炭砒の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録をみると、被保険者資格取得時から第三種被保険者となっている者4名、被保険者資格取得時に第一種被保険者でその後第三種被保険者に種別変更となっている者が2名である。

また、この2名について、第一種被保険者から第三種被保険者になるまでの期間をみると、1名は約3年8か月を要し、もう1名は、約5年5か月を要していた。このことからみると、A社B炭砒においては、全員が被保険者資格取得と同時に第三種被保険者となっていないことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から第三種被保険者としての保険料を控除されていたかどうか記憶しておらず、給与明細など、第三種被保険者としての保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。これらの申立て内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 5 日から 44 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日から一貫してA社（現在はB社。）に勤務しているが、勤務を始めたころは、臨時雇用員として期間の定めがあり、勤務先が変わっていた。

しかし、昭和 43 年 11 月 5 日からはA社C支社に所属し、D駅の駅務掛として引き続き勤務していた。社会保険庁の記録では、同年 11 月 5 日から 44 年 1 月 1 日までの2か月間が欠落している。この期間も勤務していることは間違い無いので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が、申立期間についてA社C支社に勤務していたことは推認できるが、事業主により給与から厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書などの資料は無い上、申立人は厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人と同日にA社C支社のD駅で被保険者資格を取得した同僚は、「私も申立人と同じD駅に昭和 43 年 11 月 1 日から臨時職員として採用され勤務したが、厚生年金保険被保険者資格取得日が 44 年 1 月 1 日となっており、2か月間の厚生年金保険加入記録に欠落がある」と証言している。

さらに、E社共済組合に当時の臨時雇用員の厚生年金保険加入条件について照会をしたところ、「事業主から、臨時雇用員は、月に勤務日が 20 日以上あり、2か月以上雇用が継続されると、3か月目に厚生年金保険に加入の申込みをするようにとの勧奨があった」と回答があり、申立人についても同様な厚生年金保険加入の取扱いがあったことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所の保管するA社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立期間について確認しても、申立人の名前は見当らなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月31日から25年8月1日まで  
② 昭和27年3月25日から29年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。申立期間①についてはA社に勤務、②の申立期間についてはB社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名が確認できないとともに、事業主からは、当時の資料は残っておらず、申立人が勤務していたか否かについては不明であるとの回答を得たことから、申立人の勤務実態は確認できない。

また、申立期間②についても、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できず、事業主からは、当時の記録を確認したが、申立人が在籍していた記録が無い旨回答があり、申立人が記憶している元同僚も既に死亡しており、証言が得られないことから、申立人の勤務実態については確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。